主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は刑訴四〇五条に定める上告理由にあたらない。

弁護人山内甲子男の上告趣意(後記)は憲法違反という語を用いてはいるけれど もその実質は刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。また記録を精査しても刑訴四 ー一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四○八条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見によるものである。

昭和二六年五月一日

最高裁判所第三小法廷

郎	_	太	谷 川	長	裁判長裁判官
登			上	井	裁判官
保				島	裁判官
介		Х	村	河	裁判官